

平成17年度末の各制度の積立金の資産構成は、図表2-1-16に示したとおりとなっている。厚生年金、国民年金、国共済では預託金が4割～5割となっている一方で、地共済では金銭信託が5割強、私学共済では有価証券が5割を占めており、資産構成は制度により違いが見られる。

図表2-1-16 各制度の資産構成 —平成17年度末—

区 分	厚生年金		国民年金	
	時価ベース	%	時価ベース	%
預託金	38.2		39.7	
市場運用分	41.8		38.7	
	〈市場運用分計 ^{注2)}		〈100.00〉	
			〈722,176〉	
	国内債券	〈48.36〉	国内株式	〈26.28〉
	外国債券	〈10.46〉	外国株式	〈14.90〉
	短期資産	〈0.00〉		
財投債	20.0		21.6	
承継資産の累積利差損	—		—	
	(△25,453)		(△1,840)	
年度末積立金	承継資産の損益 を含まない場合	100.0	100.0	
	承継資産の損益 を含む場合	(1,428,918)	(98,607)	
	—		—	
	(1,403,465)		(96,766)	

区 分	国共済	
	簿価ベース	時価ベース
流動資産	3.4	3.2
現金・預金	1.8	1.7
未収収益・未収金等	1.6	1.5
固定資産	97.0	97.2
預託金	53.7	51.3
有価証券等	33.7	36.7
包括信託	33.7	36.7
(委託運用)	12.9	16.3
国内債券	2.5	2.4
国内株式	4.0	6.1
外国債券	0.9	0.8
外国株式	5.5	7.0
(自家運用)	20.8	20.4
国内債券	20.8	20.4
不動産	2.3	2.2
貸付金	7.3	7.0
流動負債等	△0.4	△0.4
年度末積立金	100.0	100.0
	(87,580)	(91,690)

区 分	地共済	
	簿価ベース	時価ベース
流動資産	7.9	7.4
現金・預金	5.6	5.2
未収収益・未収金等	2.4	2.2
固定資産	92.1	92.6
預託金	1.0	1.0
有価証券等	80.8	82.0
金銭信託	53.8	56.6
有価証券	25.2	23.7
国内債券	15.1	14.4
国内株式	0.0	0.0
外国債券	8.2	7.4
外国株式	—	—
証券投資信託	0.2	0.2
有価証券信託	1.7	1.6
生命保険等	1.8	1.7
不動産	0.9	0.8
貸付金	9.4	8.8
流動負債等	0.0	0.0
年度末積立金	100.0	100.0
	(388,082)	(415,154)

区 分	私学共済	
	簿価ベース	時価ベース
流動資産	7.0	6.7
現金・預金	4.2	4.0
未収収益・未収金等	2.8	2.7
固定資産	93.1	93.4
預託金	—	—
有価証券等	73.6	74.8
包括信託	21.9	24.5
有価証券	51.7	50.2
国内債券	27.0	25.3
国内株式	—	—
外国債券	—	—
外国株式	—	—
証券投資信託	0.0	0.0
有価証券信託	24.6	24.9
生命保険等	0.0	0.0
不動産	3.4	3.3
貸付金	16.1	15.3
流動負債等	△0.02	△0.02
年度末積立金	100.0	100.0
	(33,180)	(34,730)

注1 厚生年金、国民年金の「預託金」「市場運用分」「財投債」の構成割合は、承継資産の損益を含まない場合の年度末積立金を100%としている。

注2 厚生年金、国民年金の市場運用は、年金資金運用基金において厚生年金分、国民年金分、旧年金福祉事業団から承継した資産(承継資産)を合わせて一体として運用を行っており、これら全体の運用資産の構成割合を示している。

注3 ()内は実額(単位:億円)である。

《参考》「時価ベース」について

年金数理部会では、平成14年度財政状況報告より、新たに、すべての公的年金制度について積立金等を時価評価した参考値（「時価ベース」）の報告を受けている。

平成14年度末以降の積立金については、すべての制度で時価ベースの値が算出されているが、各制度の時価評価の方法は図表2-1-17に示したとおりである。制度によって、細かな点で若干の違いはみられるものの、評価方法は概ねそろっているものと考えてよい。

なお、厚生年金・国民年金の「時価ベース」は、旧年金福祉事業団から承継した資産に係る損益を含めて、年金資金運用基金における市場運用分の運用実績を時価ベースで評価したものであり、承継資産に係る損益の厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金のそれぞれの積立金の元本平均残高の比率により行っている^注。

注 厚生年金と国民年金の積立金は、平成13年度から、厚生労働大臣が年金資金運用基金に委託し、同基金により市場運用されることとなった（寄託金の用途には、市場運用のほか、財投債の引受けもある。）。同基金は、旧年金福祉事業団が旧資金運用部から資金を借り入れて行っていた資金運用事業に係る資産も継承しており、寄託された積立金の市場運用部分と合同して、同様の方法で市場運用している。承継資産は年金積立金そのものではないが、この承継資産の運用実績をも広く積立金の運用実績と捉えた。寄託された資金と承継資産は時価評価される。なお、12年度までは、積立金は全額が旧大蔵省資金運用部（現財務省財政融資資金）に預託され（預託期間は原則7年）、運用収入は全額が預託金利子収入であった。13年度以降は、既に旧資金運用部に預託されていた分は預託の満期償還が完了するまでの間（平成20年度まで）、預託が経過的に継続されることになっている。

図表2-1-17 時価評価の方法（平成17年度末における評価方法）

厚生年金・国民年金	○ 市場運用分の国内債券、国内株式、外国債券、外国株式については年度末の市場価格（運用手数料控除後）、財投債については簿価（償却原価法）
国共済	○ 包括信託については年度末の市場価格、それ以外については簿価
地共済	○ 原則として、金銭信託、国内債券、外国債券、国内株式、証券投資信託、有価証券信託、生命保険等については、年度末の市場価格 不動産、貸付金については、簿価
私学共済	○ 包括信託、国内債券、有価証券信託については年度末の実勢価格、証券投資信託、生命保険等、不動産、貸付金については簿価

(13) 基礎年金制度の実績（確定値ベース）

基礎年金制度では、基礎年金給付費と基礎年金相当給付費の合計から特別国庫負担を除いたもの（以下「保険料・拠出金算定対象額」という。）を、各制度が頭割りで分担する仕組みとなっており、各制度から基礎年金勘定へ基礎年金拠出金が拠出される一方で、基礎年金勘定からは各制度へ基礎年金交付金が交付されている。

基礎年金交付金と基礎年金拠出金の動向を確定値ベース^注で見たものが、図表2-1-18及び図表2-1-19である。

注 基礎年金拠出金、基礎年金交付金の確定値ベースの額とは、当該年度における保険料・拠出金算定対象額などの実績の値（確定値）を用いて算出した額のことである。なお、基礎年金制度では、当該年度における保険料・拠出金算定対象額などの見込額を用いて算出した基礎年金拠出金、基礎年金交付金の概算額が拠出・交付され、その後、当該年度における確定額と概算額との差額が翌々年度に精算される仕組みとなっており、前述の決算ベースの額は、この概算額と精算額の合計になっている。

図表2-1-18 基礎年金交付金の推移《確定値ベース》

年度	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計	国民年金 (国民年金勘定)	公的年金 制度全体
	旧三共済	旧農林年金							
平成	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
7	25,986	2,347	615	2,167	5,206	297	36,619	31,507	68,126
8	25,392	2,416	605	2,187	5,158	287	36,045	30,319	66,364
9	26,451		587	2,184	5,079	276	34,977	29,018	63,995
10	25,804		577	2,178	5,033	265	33,857	28,132	61,989
11	24,750		562	2,128	4,916	253	32,610	26,941	59,551
12	24,234		547	2,077	4,724	239	31,822	25,588	57,410
13	23,059		527	2,004	4,509	228	30,328	24,251	54,579
14	22,638			1,925	4,325	218	29,193	22,916	52,110
15	21,428			1,825	4,026	204	27,484	21,378	48,862
16	20,145			1,729	3,770	192	25,836	19,957	45,793
17	18,923			1,638	3,563	180	24,304	18,583	42,887
対前年度増減率(%)									
8	△ 2.3	3.0	△ 1.7	0.9	△ 0.9	△ 3.4	△ 1.6	△ 3.8	△ 2.6
9	4.2 《△ 4.9》		△ 3.0	△ 0.1	△ 1.5	△ 3.9	△ 3.0	△ 4.3	△ 3.6
10	△ 2.4		△ 1.6	△ 0.3	△ 0.9	△ 3.8	△ 3.2	△ 3.1	△ 3.1
11	△ 4.1		△ 2.5	△ 2.3	△ 2.3	△ 4.6	△ 3.7	△ 4.2	△ 3.9
12	△ 2.1		△ 2.7	△ 2.4	△ 3.9	△ 5.5	△ 2.4	△ 5.0	△ 3.6
13	△ 4.8		△ 3.7	△ 3.5	△ 4.6	△ 5.0	△ 4.7	△ 5.2	△ 4.9
14	△ 1.8	《△ 4.0》		△ 3.9	△ 4.1	△ 4.2	△ 3.7	△ 5.5	△ 4.5
15	△ 5.3			△ 5.2	△ 6.9	△ 6.3	△ 5.9	△ 6.7	△ 6.2
16	△ 6.0			△ 5.2	△ 6.4	△ 6.1	△ 6.0	△ 6.6	△ 6.3
17	△ 6.1			△ 5.3	△ 5.5	△ 6.3	△ 5.9	△ 6.9	△ 6.3

注1 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注2 平成9年度の被用者年金制度計の額は、旧三共済の平成9年2月分、3月分の給付に係る基礎年金交付金の確定値(410億円)を含む。同様に、14年度の額は旧農林年金分(87億円)を含む。

注3 厚生年金の対前年度増減率の《》内は、平成9年度については平成8年度に旧三共済を含めた場合の率、平成14年度については平成13年度に旧農林年金分を含めた場合の率である。

基礎年金交付金（確定値ベース）の推移をみると、平成8年度以降は各制度ともほぼコンスタントに減少を続けている。基礎年金交付金は、旧法年金に係る基礎年金相当給付費（みなし基礎年金給付費）に充てられるもので、旧法年金の受給権者の新規発生は限られていることから、今後減少を続けていくものと思われる。

一方、基礎年金拠出金（確定値ベース）については、各制度とも増加を続けている。この増加傾向は、基礎年金給付費が大幅な増加を続け、保険料・拠出金算定対象額が増加していることを反映したものである。平成17年度の対前年度増加率をみると、厚生年金が4.4%増、国共済が2.5%増、地共済が2.0%増、私学共済が4.8%増であるのに対し、国民年金は0.3%増と小さい伸び率となっている。これは、平成17年度から第3号被保険者の特例届出の措置が講じられたことにより、17年度の拠出金算定対象者数（第3号被保険者分）が増加したことから、国民年金の分担が相対的に小さくなったことが影響していると考えられる。

図表 2-1-19 基礎年金拠出金の推移《確定値ベース》（特別国庫負担分を除く）

年度	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計	国民年金 (国民年金勘定)	公的年金 制度全体
	億円	億円	億円						
平成7	69,866	1,239	1,084	2,660	7,425	815	83,089	21,777	104,865
8	73,927	1,292	1,131	2,792	7,800	862	87,804	23,061	110,865
9	79,669		1,164	2,945	8,216	912	93,132	23,619	116,751
10	84,991		1,224	3,144	8,786	984	99,129	24,995	124,124
11	89,002		1,281	3,329	9,280	1,047	103,939	26,848	130,787
12	93,633		1,338	3,569	9,705	1,116	109,361	27,946	137,307
13	97,575		1,380	3,719	10,088	1,175	113,937	29,319	143,255
14	102,730			3,915	10,635	1,259	118,780	30,873	149,653
15	106,850			4,009	10,905	1,319	123,082	31,610	154,692
16	110,314			4,087	11,074	1,376	126,852	32,192	159,044
17	115,207			4,190	11,300	1,443	132,139	32,276	164,416
対前年度増減率(%)									
8	5.8	4.3	4.3	5.0	5.1	5.7	5.7	5.9	5.7
9	7.8	《5.9》	2.9	5.5	5.3	5.9	6.1	2.4	5.3
10	6.7		5.2	6.7	6.9	7.8	6.4	5.8	6.3
11	4.7		4.6	5.9	5.6	6.4	4.9	7.4	5.4
12	5.2		4.5	7.2	4.6	6.5	5.2	4.1	5.0
13	4.2		3.1	4.2	3.9	5.3	4.2	4.9	4.3
14	5.3	《3.8》		5.3	5.4	7.1	4.3	5.3	4.5
15	4.0			2.4	2.5	4.8	3.6	2.4	3.4
16	3.2			2.0	1.6	4.3	3.1	1.8	2.8
17	4.4			2.5	2.0	4.8	4.2	0.3	3.4

注1 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。
 注2 平成9年度の被用者年金制度計の額は、旧三共済の存続組合等が平成9年2月分、3月分の給付に係る負担分として納付する額(226億円)を含む。同様に、平成14年度の額は旧農林年金分(242億円)を含む。
 注3 厚生年金の対前年度増減率の《 》内は、平成9年度については平成8年度に旧三共済分を含めた場合の率、平成14年度については平成13年度に旧農林年金分を含めた場合の率である。

図表 2-1-20 基礎年金給付費と基礎年金相当給付費の合計額、特別国庫負担額、基礎年金拠出金単価、基礎年金拠出金算定対象者数等の推移

○確定値ベース

年度	基礎年金給 付費と基礎 年金相当給 付費の合計 額 ①	特別国庫 負担額 ②	保険料・拠 出金算定対 象額 ①-②	基礎年金 拠出金 単価 ①-②/③/12	基礎年金拠出金算定対象者数							
					合計 ③	厚生年金	旧三共済	旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金
平成	億円	億円	億円	円	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
7	109,779	4,914	104,865	14,111	61,928	41,259	731	640	1,571	4,385	481	12,860
8	115,772	4,907	110,865	14,972	61,709	41,149	719	630	1,554	4,341	480	12,836
9	121,639	4,889	116,751	15,765	61,713	42,232		615	1,557	4,343	482	12,485
10	129,066	4,942	124,124	16,988	60,887	41,691		600	1,542	4,310	483	12,261
11	135,656	4,869	130,787	18,024	60,469	41,149		592	1,539	4,291	484	12,413
12	142,140	4,833	137,307	19,149	59,753	40,747		582	1,553	4,224	485	12,162
13	148,173	4,918	143,255	20,149	59,249	40,356		571	1,538	4,172	486	12,126
14	154,563	4,910	149,653	21,450	58,142	40,006	(565)		1,521	4,132	489	11,994
15	159,559	4,868	154,692	22,239	57,965	40,038			1,502	4,086	494	11,845
16	163,886	4,842	159,044	22,924	57,816	40,102			1,486	4,026	500	11,702
17	169,246	4,830	164,416	22,986	59,606	41,766			1,519	4,097	523	11,701

対前年度増減率 (%)

8	5.5	△ 0.1	5.7	6.1	△ 0.4	△ 0.3	△ 1.7	△ 1.7	△ 1.1	△ 1.0	△ 0.3	△ 0.2
9	5.1	△ 0.4	5.3	5.3	0.0	2.6	《0.9》	△ 2.3	0.2	0.0	0.5	△ 2.7
10	6.1	1.1	6.3	7.8	△ 1.3	△ 1.3		△ 2.4	△ 0.9	△ 0.8	0.1	△ 1.8
11	5.1	△ 1.5	5.4	6.1	△ 0.7	△ 1.3		△ 1.4	△ 0.2	△ 0.4	0.3	1.2
12	4.8	△ 0.7	5.0	6.2	△ 1.2	△ 1.0		△ 1.7	0.9	△ 1.6	0.3	△ 2.0
13	4.2	1.8	4.3	5.2	△ 0.8	△ 1.0		△ 2.0	△ 1.0	△ 1.2	0.1	△ 0.3
14	4.3	△ 0.2	4.5	6.5	△ 1.9	△ 0.9	《△ 2.3》		△ 1.1	△ 1.0	0.6	△ 1.1
15	3.2	△ 0.9	3.4	3.7	△ 0.3	0.1			△ 1.2	△ 1.1	1.1	△ 1.2
16	2.7	△ 0.5	2.8	3.1	△ 0.3	0.2			△ 1.1	△ 1.5	1.2	△ 1.2
17	3.3	△ 0.2	3.4	0.3	3.1	4.2			2.2	1.8	4.5	△ 0.0

年度	基礎年金拠出金算定対象者数の構成比							
	合計	厚生年金	旧三共済	旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金
平成	%	%	%	%	%	%	%	%
7	100.00	66.62	1.18	1.03	2.54	7.08	0.78	20.77
8	100.00	66.68	1.17	1.02	2.52	7.04	0.78	20.80
9	100.00	68.43		1.00	2.52	7.04	0.78	20.23
10	100.00	68.47		0.99	2.53	7.08	0.79	20.14
11	100.00	68.05		0.98	2.55	7.10	0.80	20.53
12	100.00	68.19		0.97	2.60	7.07	0.81	20.35
13	100.00	68.11		0.96	2.60	7.04	0.82	20.47
14	100.00	68.81			2.62	7.11	0.84	20.63
15	100.00	69.07			2.59	7.05	0.85	20.43
16	100.00	69.36			2.57	6.96	0.87	20.24
17	100.00	70.07			2.55	6.87	0.88	19.63

注1 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注2 厚生年金の対前年度増減率の《 》内は、平成9年度については平成8年度に旧三共済分を含めた場合の率、平成14年度については平成13年度に旧農林年金分を含めた場合の率である。

注3 ()内は、旧農林年金が納付する額を算定するため人数換算された拠出金算定対象者数であり、厚生年金の内数である。

注4 平成17年度から第3号被保険者の特例届出の措置が講じられた。

図表 2-1-20 は、基礎年金給付費と基礎年金相当給付費の合計、特別国庫負担額、保険料・拠出金算定対象額、各制度の基礎年金拠出金算定対象者数の推移を確定値ベースでみたものである。これによると、保険料・拠出金算定対象額は毎年度増加しており、平成 17 年度は対前年度 3.4% 増であった。

保険料・拠出金算定対象額の各制度分担分（＝当該制度の基礎年金拠出金）は、基礎年金拠出金算定対象者数で按分した額である。基礎年金拠出金算定対象者数とは、被用者年金の場合は当該被用者年金に係る第 2 号被保険者（20 歳以上 60 歳未満の者に限る。）と第 3 号被保険者の人数、国民年金の場合は第 1 号被保険者数（任意加入を含む。保険料納付者に限る。）のことである。

基礎年金拠出金算定対象者数は制度全体で減少を続けていたが、平成 17 年度は対前年度 3.1% の増加となった。これには、平成 17 年度から第 3 号被保険者の特例届出の措置が講じられ、これにより、17 年度の拠出金算定対象者数が 1,472 千人増加したことが大きく寄与している。基礎年金拠出金算定対象者数の推移を制度別にみると、平成 16 年度までは、総じて減少傾向にある中で、私学共済で若干ながら増加し、厚生年金でも近年微増しているという状況にあったが、17 年度には、被保険者数が増えた私学共済、厚生年金に加え、国共済、地共済でも増加している。

また、平成 17 年度の基礎年金拠出金算定対象者数の内訳を確定値ベースでみたものが、図表 2-1-21 である。平成 17 年度の基礎年金拠出金算定対象者数 5,961 万人のうち、第 1 号被保険者^注が 1,170 万人、第 2 号被保険者^注が 3,552 万人、第 3 号被保険者が 1,239 万人となっており、第 2 号被保険者数に対する第 3 号被保険者数の比率は 0.35 である。第 2 号被保険者数に対する第 3 号被保険者数の比率を制度別にみると、厚生年金で 0.35、国共済で 0.45、地共済で 0.35、私学共済で 0.29 となっており、国共済で高く私学共済で低い状況にある。なお、この平成 17 年度の数値には、第 3 号被保険者の特例届出措置の影響が含まれているため、参考までに 16 年度の状況のみをみると、第 2 号被保険者数に対する第 3 号被保険者数の比率は、厚生年金で 0.31、国共済で 0.41、地共済で 0.31、私学共済で 0.25、全体で 0.31 となっており、各制度とも 0.04 程度低くなっている。

注 基礎年金拠出金算定対象者数の内訳としての人数であり、第 1 号被保険者は保険料納付者に、第 2 号被保険者は 20 歳以上 60 歳未満の者に限られている。

図表 2-1-21 基礎年金拠出金算定対象者数の内訳 -平成17年度 確定値ベース-

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金	合計
拠出金算定対象者数	千人 41,766	千人 1,519	千人 4,097	千人 523	千人 11,701	千人 59,606
第1号 ①					11,701	11,701
第2号 ②	31,031	1,049	3,035	406		35,521
第3号 ③	10,735	471	1,062	117		12,385
第2号に対する 第3号の比率 ③/②	0.35	0.45	0.35	0.29		0.35

注 平成17年度から第3号被保険者の特例届出の措置が講じられた。

(参考) 平成16年度 確定値ベース

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金	合計
拠出金算定対象者数	千人 40,102	千人 1,486	千人 4,026	千人 500	千人 11,702	千人 57,816
第1号 ①					11,702	11,702
第2号 ②	30,596	1,054	3,072	399		35,120
第3号 ③	9,506	432	954	101		10,993
第2号に対する 第3号の比率 ③/②	0.31	0.41	0.31	0.25		0.31

2 被保険者の現状及び推移

(1) 被保険者数 —厚生年金、私学共済で増加—

平成17年度末の被保険者数は、被用者年金では厚生年金が3,302万人、国共済108万人、地共済307万人、私学共済45万人、公的年金制度全体では7,045万人であった(図表2-2-1)。被用者年金では厚生年金が全体の88%を占める。

公的年金制度全体の被保険者の内訳をみると、国民年金第1号被保険者(任意加入被保険者を含む)2,190万人、国民年金第3号被保険者1,092万人、被用者年金制度の被保険者3,762万人である。

図表2-2-1 被保険者数の推移

年度末	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計	公的年金 制度全体	国民年金	
	旧三共済	旧農林年金	第1号						第3号	
平成	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
7	32,808	467	509	1,125	3,339	400	38,648	69,952	19,104	12,201
8	32,999	463	501	1,124	3,336	401	38,824	70,195	19,356	12,015
9	33,468		490	1,122	3,326	401	38,807	70,344	19,589	11,949
10	32,957		482	1,111	3,306	403	38,258	70,502	20,426	11,818
11	32,481		475	1,106	3,288	404	37,755	70,616	21,175	11,686
12	32,192		467	1,119	3,239	406	37,423	70,491	21,537	11,531
13	31,576		459	1,110	3,207	408	36,760	70,168	22,074	11,334
14	32,144			1,102	3,181	429	36,856	70,460	22,368	11,236
15	32,121			1,091	3,151	434	36,798	70,292	22,400	11,094
16	32,491			1,086	3,111	442	37,130	70,293	22,170	10,993
17	33,022			1,082	3,069	448	37,621	70,447	21,903	10,922

対前年度増減率(%)										
8	0.6	△0.8	△1.5	△0.1	△0.1	0.3	0.5	0.3	1.3	△1.5
9	1.4	《0.0》	△2.3	△0.2	△0.3	0.1	△0.0	0.2	1.2	△0.6
10	△1.5		△1.6	△1.0	△0.6	0.4	△1.4	0.2	4.3	△1.1
11	△1.4		△1.5	△0.4	△0.5	0.2	△1.3	0.2	3.7	△1.1
12	△0.9		△1.6	1.2	△1.5	0.5	△0.9	△0.2	1.7	△1.3
13	△1.9		△1.8	△0.8	△1.0	0.6	△1.8	△0.5	2.5	△1.7
14	1.8	《0.3》		△0.7	△0.8	5.0	0.3	0.4	1.3	△0.9
15	△0.1			△1.0	△0.9	1.3	△0.2	△0.2	0.1	△1.3
16	1.2			△0.5	△1.3	1.6	0.9	0.0	△1.0	△0.9
17	1.6			△0.4	△1.3	1.5	1.3	0.2	△1.2	△0.6

注1 国民年金の第1号被保険者数には任意加入被保険者を含む。

注2 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

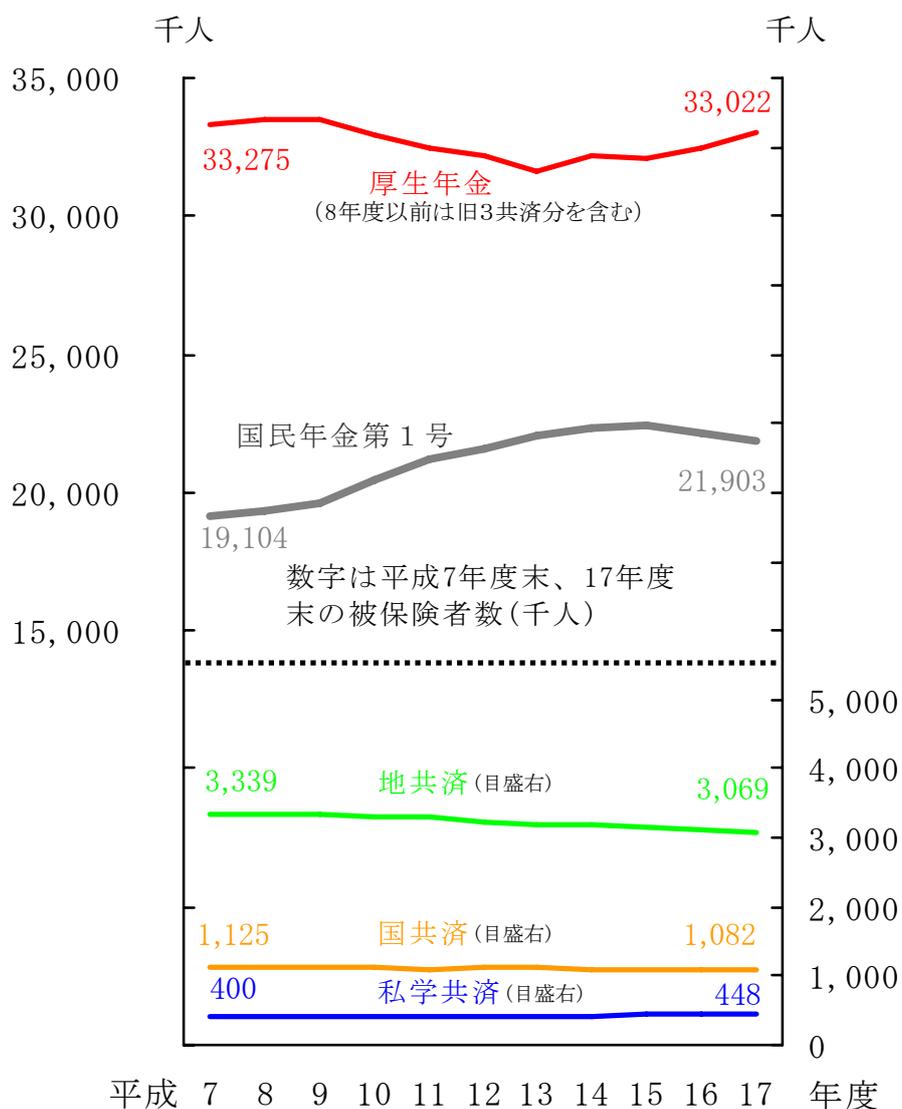
注3 厚生年金の対前年度増減率の《 》内は、平成9年度については平成8年度に旧三共済分を含めた場合の率、平成14年度については平成13年度に旧農林年金分を含めた場合の率である。

被保険者数の推移をみると(図表2-2-1、図表2-2-2)、平成17年度は、厚生年金で1.6%、私学共済で1.5%の増加となっており、被用者年金制度計で1.3%の増加となった。一方で、国民年金の第1号被保険者は1.2%減少し、公的年金制度全体では0.2%の増加であった。平成16年度に引き続き、経済状況が回復する中で、被用者年金制度の被保険者数が増加した状況がうかがわれる。

平成7年度以降の被保険者数の動向をみると、厚生年金は、平成9年度をピークに減少傾向を示していたが、平成14年度には農林年金の統合と被保険者の適用拡大（被保険者の資格の年齢上限を65歳未満から70歳未満へ引上げ^注）の影響で増加したほか、平成16、17年度も前述のとおり経済状況の回復などにより増加している。国共済は、平成12年度に地方事務官の組合員としての資格が地共済から国共済に変更されたことに伴い増加した以外は減少を続けており、地共済も一貫して減少している。一方で、私学共済は一貫して増加しており、特に被保険者の適用拡大が行われた平成14年度の伸びが大きくなっている。また、国民年金については第1号被保険者数が増加を続けていたが、平成16年度以降は減少している。

注 国共済及び地共済は、従来より被保険者資格に年齢上限はない。

図表 2-2-2 被保険者数の推移



(2) 年齢－被用者年金の平均年齢は地共済が最も高く、国共済が最も低い－

被保険者の平均年齢を平成17年度末でみると（図表2-2-3）、被用者年金では地共済が最も高く43.3歳、次いで厚生年金41.6歳、私学共済40.9歳、国共済39.8歳の順となっている。また、国民年金第1号被保険者の平均年齢は40.0歳となっている。

図表2-2-3 被保険者の年齢 ー平成17年度末ー

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金	
					第1号	第3号
平均年齢	歳	歳	歳	歳	歳	歳
計	41.6	39.8	43.3	40.9	40.0	43.1
男性	42.4	40.5	44.2	46.5	39.0	48.0
女性	39.8	36.7	41.8	35.7	41.0	43.0
年齢分布(男女計)	%	%	%	%	%	%
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
20歳未満	0.7	1.6	0.1	0.0	-	-
20～24歳	7.5	6.8	2.8	11.4	20.0	1.5
25～29歳	13.5	11.4	8.9	15.5	11.0	7.0
30～34歳	14.8	16.2	12.7	12.3	10.5	15.6
35～39歳	12.6	14.6	12.4	10.3	9.6	17.2
40～44歳	11.3	13.9	13.6	10.3	8.4	15.5
45～49歳	10.4	12.7	15.6	10.1	8.3	13.7
50～54歳	10.6	11.4	16.9	9.6	11.4	14.8
55～59歳	12.1	9.4	15.2	10.4	19.3	14.5
60～64歳	4.9	1.8	1.7	6.7	1.2	-
65歳以上	1.8	0.2	0.1	3.4	0.1	-

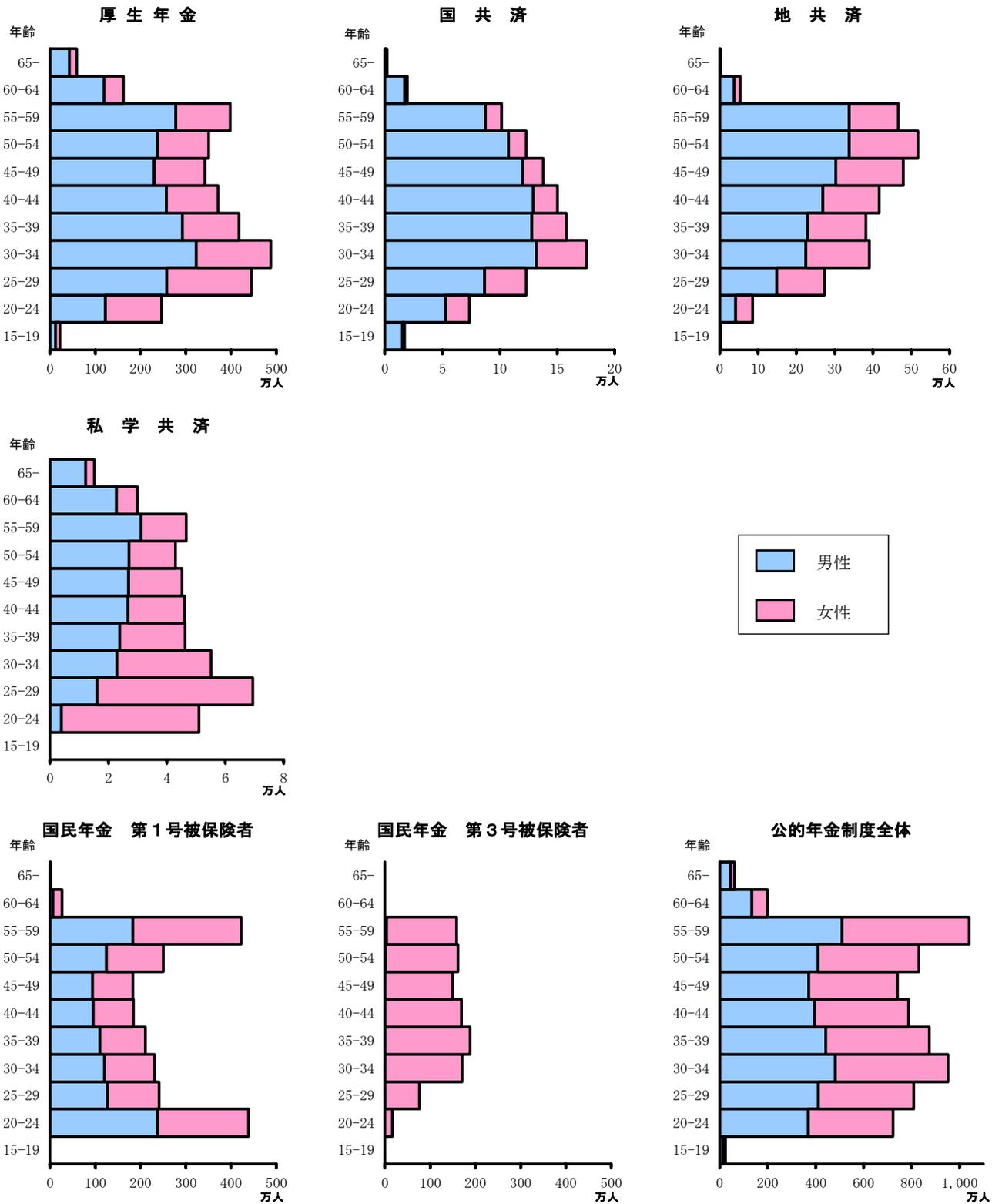
注1 国民年金の第1号被保険者には任意加入被保険者を含む。

注2 厚生年金の男性には坑内員・船員を含む。

平成17年度末における被保険者の年齢分布をみると（図表2-2-3、2-2-4）、地共済の分布は、45～49歳、50～54歳の割合がそれぞれ15.6%、16.9%と他制度に比べて高く、54歳以下で総じて年齢が若い方ほど割合が小さくなる逆ピラミッド型となっており、特徴的である。厚生年金は、30～34歳（14.8%）と55～59歳（12.1%）に2つの山があり、国共済は30～34歳（16.2%）で前後の年齢層に比べ割合が大きくなっている。また、私学共済は、25～29歳で15.5%と前後の年齢層に比べ突出している他、65歳以上が3.4%と他制度に比べて大きくなっている。

国民年金第1号被保険者は被用者年金と異なる年齢分布を示しており、20～24歳が最も多く20.0%、次いで55～59歳の19.3%となっている一方で、35～49歳の各年齢層は10%以下の割合となっている。

図表 2-2-4 被保険者の年齢分布 —平成17年度末—



注 国民年金第1号被保険者には任意加入被保険者を含む。

平均年齢の推移をみると（図表 2-2-5、2-2-6）、被用者年金は各制度とも上昇を続けてきたが、平成 17 年度には国共済と地共済で若干低下している。厚生年金と私学共済では、平成 14 年度に、65 歳未満から 70 歳未満への被保険者の適用拡大等の影響で大幅に上昇したが、15 年度以降は従来程度の伸びに戻っている。私学共済は、被用者年金の中で男性の平均年齢が最も高く、女性の平均年齢が最も低いという特徴をもつが、適用拡大があった平成 14 年度に特に男性で大きく上昇したのが目立っている。一方、国民年金の第 1 号被保険者の平均年齢は、低下傾向の後、近年は横ばいとなっていたが、平成 17 年度には 0.3 歳上昇した。

図表 2-2-5 被保険者の平均年齢の推移

○男女計

年度末	厚生年金		国共済	地共済	私学共済	国民年金	
	旧農林年金					第1号	第3号
平成	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳
7	39.9	39.7	38.5	41.5	38.9	40.8	41.4
8	40.0	40.0	38.6	41.2	39.0	40.7	42.0
9	40.2	40.3	38.7	41.6	39.1	40.4	42.1
10	40.4	40.6	39.0	41.9	39.3	40.0	42.2
11	40.5	40.9	39.3	42.2	39.5	39.8	42.4
12	40.6	41.1	39.4	42.3	39.6	39.7	42.5
13	40.7	41.3	39.5	42.7	39.7	39.6	42.6
14	41.3		39.7	42.9	40.8	39.7	42.6
15	41.4		39.9	43.0	40.8	39.6	42.7
16	41.5		40.0	43.4	40.8	39.7	42.8
17	41.6		39.8	43.3	40.9	40.0	43.1

○男性

年度末	厚生年金		国共済	地共済	私学共済	国民年金	
	旧農林年金					第1号	第3号
平成	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳
7	40.7	41.1	39.0	42.3	44.2	39.6	46.6
8	40.8	41.4	39.1	42.1	44.4	39.5	48.8
9	41.1	41.7	39.2	42.4	44.5	39.1	48.3
10	41.2	41.9	39.5	42.8	44.7	38.9	49.1
11	41.3	42.2	39.8	43.1	44.9	38.6	48.6
12	41.4	42.3	40.0	43.2	45.1	38.5	49.2
13	41.5	42.6	40.1	43.5	45.2	38.5	48.7
14	42.1		40.2	43.8	46.6	38.7	47.4
15	42.2		40.5	43.9	46.6	38.5	47.0
16	42.3		40.7	44.4	46.6	38.7	48.5
17	42.4		40.5	44.2	46.5	39.0	48.0

○女性

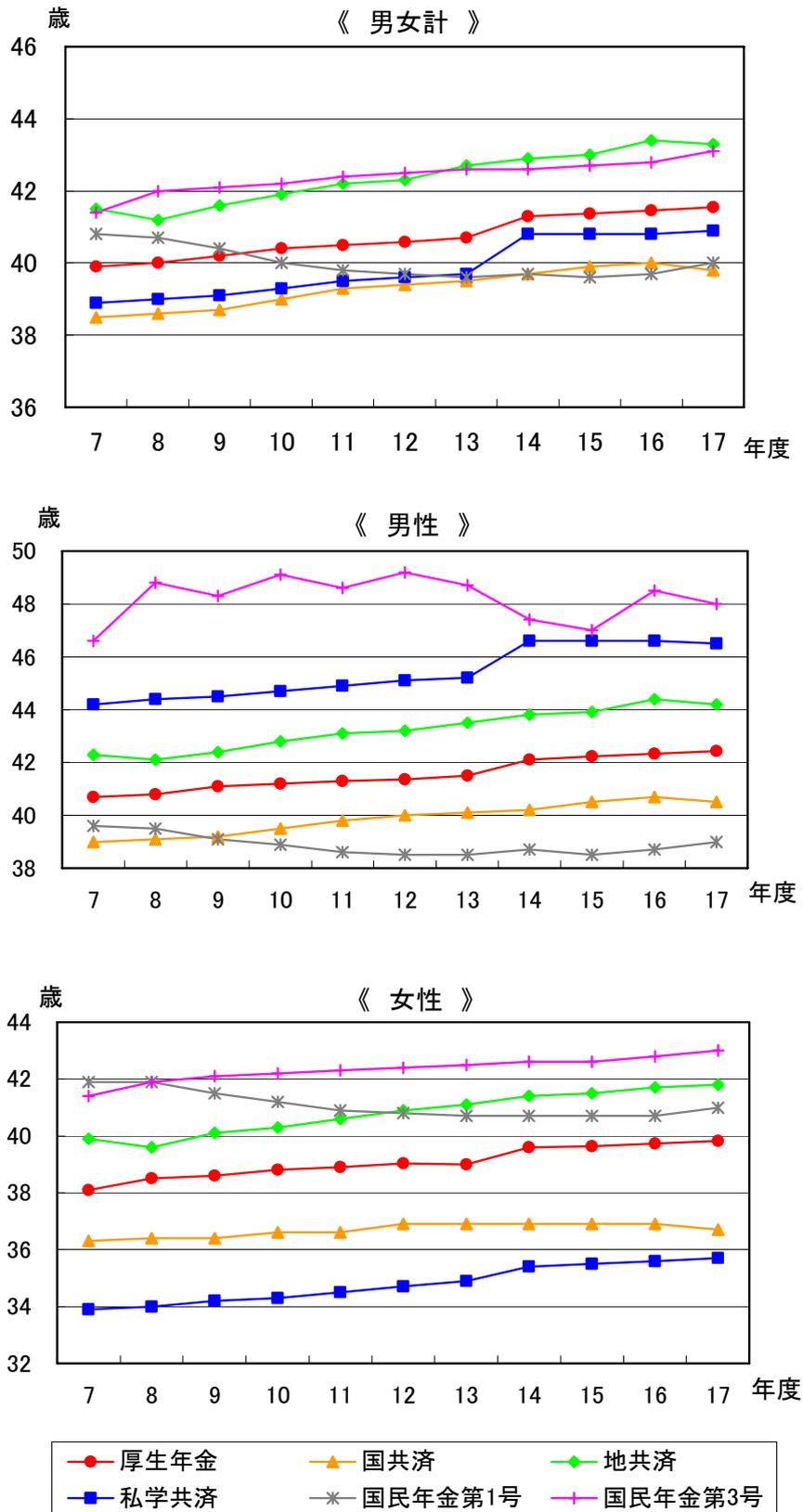
年度末	厚生年金		国共済	地共済	私学共済	国民年金	
	旧農林年金					第1号	第3号
平成	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳
7	38.1	37.3	36.3	39.9	33.9	41.9	41.4
8	38.5	37.8	36.4	39.6	34.0	41.9	41.9
9	38.6	38.2	36.4	40.1	34.2	41.5	42.1
10	38.8	38.5	36.6	40.3	34.3	41.2	42.2
11	38.9	38.8	36.6	40.6	34.5	40.9	42.3
12	39.0	39.2	36.9	40.9	34.7	40.8	42.4
13	39.0	39.4	36.9	41.1	34.9	40.7	42.5
14	39.6		36.9	41.4	35.4	40.7	42.6
15	39.6		36.9	41.5	35.5	40.7	42.6
16	39.7		36.9	41.7	35.6	40.7	42.8
17	39.8		36.7	41.8	35.7	41.0	43.0

注1 国民年金の第1号被保険者には任意加入被保険者を含む。

注2 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注3 厚生年金の男性は第一種被保険者、女性は第二種被保険者についての数値である。

図表 2-2-6 被保険者の平均年齢の推移



(3) 男女構成 ー女性割合の多い私学共済、少ない国共済ー

被保険者に占める女性の割合を平成17年度末でみると(図表2-2-7)、被用者年金では私学共済が52.3%と最も大きく、5割を超えている。一方、地共済と厚生年金は、それぞれ36.8%、34.2%で3割強、国共済は最も低く18.8%である。

また、国民年金第1号被保険者の女性割合は49.7%である。

図表2-2-7 男女別被保険者数 ー平成17年度末ー

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	公的年金 制度全体	国民年金	
						第1号	第3号
	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
計	33,022	1,082	3,069	448	70,447	21,903	10,922
男性	21,740	878	1,940	214	35,877	11,010	96
女性	11,282	204	1,130	234	34,570	10,893	10,827
女性 割合	%	%	%	%	%	%	%
	34.2	18.8	36.8	52.3	49.1	49.7	99.1

注 国民年金の第1号被保険者数には任意加入被保険者を含む。

女性割合の推移をみると(図表2-2-8)、国民年金で毎年少しずつ減少してきている一方で、被用者年金では各制度とも微増傾向にある。私学共済では平成14年度に一時的に1.2ポイントの減少となっているが、これは、被保険者の適用拡大等の影響で男性を中心に被保険者数が増加した結果と考えられる。

図表2-2-8 被保険者の女性割合の推移

年度末	厚生年金		国共済	地共済	私学共済	公的年金 制度全体	国民年金	
	旧農林年金						第1号	第3号
平成	%	%	%	%	%	%	%	%
7	33.2	38.4	16.9	35.4	51.9	49.6	51.7	99.7
8	33.2	38.4	17.1	35.6	52.1	49.5	51.6	99.7
9	32.9	38.3	17.2	35.8	52.2	49.4	51.5	99.7
10	32.9	38.4	17.4	36.0	52.4	49.4	51.2	99.6
11	32.9	38.4	17.5	36.1	52.6	49.4	50.9	99.6
12	33.0	38.4	17.7	36.3	52.7	49.3	50.7	99.5
13	33.0	38.3	17.8	36.4	52.8	49.3	50.5	99.5
14	33.2		17.9	36.5	51.6	49.1	50.1	99.4
15	33.5		18.1	36.7	51.9	49.1	49.9	99.3
16	33.8		18.5	36.7	52.1	49.1	49.8	99.2
17	34.2		18.8	36.8	52.3	49.1	49.7	99.1
対前年度増減差								
8	0.0	△ 0.0	0.2	0.2	0.2	△ 0.1	△ 0.0	0.0
9	△ 0.3	△ 0.0	0.1	0.2	0.1	△ 0.1	△ 0.2	△ 0.0
10	△ 0.0	0.0	0.2	0.2	0.2	△ 0.0	△ 0.3	△ 0.0
11	0.0	0.1	0.1	0.2	0.2	△ 0.0	△ 0.2	△ 0.0
12	0.1	△ 0.0	0.2	0.2	0.1	△ 0.1	△ 0.2	△ 0.0
13	0.0	△ 0.1	0.1	0.1	0.1	△ 0.0	△ 0.2	△ 0.1
14	0.2		0.1	0.1	△ 1.2	△ 0.2	△ 0.3	△ 0.1
15	0.3		0.2	0.1	0.3	△ 0.0	△ 0.2	△ 0.1
16	0.3		0.4	0.1	0.2	△ 0.0	△ 0.1	△ 0.1
17	0.3		0.3	0.1	0.2	△ 0.0	△ 0.0	△ 0.1

注1 国民年金の第1号被保険者には任意加入被保険者を含む。

注2 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

(4) 1人当たり標準報酬額（月額） —男女間の差が小さい国共済と地共済—

被用者年金について1人当たり標準報酬月額（賞与は含まない）を平成17年度末でみると（図表2-2-9）、最も高いのは地共済で45.5万円、次いで国共済40.9万円、私学共済37.0万円、厚生年金31.3万円の順となっている。なお、地共済の標準報酬月額は、地共済から報告を受けた「平均給料月額」が時間外勤務手当を始めとする諸手当を含まないベースのものであるので、他制度と比較するために1.25倍したものである（地共済は他の制度と異なり、「給料」で掛金や給付額を算定する仕組みとなっている。）。

また、1人当たり標準報酬月額の男女間の差を、男性を100とする女性の水準によってみると、国共済、地共済の2制度がそれぞれ83.2、93.7であり、厚生年金の63.3、私学共済の65.5に比べて男女間の差が小さい。

図表2-2-9 1人当たり標準報酬月額 —平成17年度末—

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
	円	円	円	円
計	<313,204>	<408,832>	<454,555>	<369,808>
男性	<358,118>	<422,162>	<465,294>	<451,095>
女性	<226,582>	<351,414>	<436,119>	<295,608>
男性を100とした女性の水準	<63.3>	<83.2>	<93.7>	<65.5>

- 注1 「標準報酬月額ベース」の数値であり、年度末における標準報酬月額の被保険者1人当たり平均である。
 注2 地共済の1人当たり標準報酬月額は、平均給料月額を標準報酬ベースに換算した（1.25倍）場合の額である。
 注3 地共済の平均給料月額は男女計363,644円、男性372,235円、女性348,895円である。
 注4 厚生年金の男性は第一種被保険者、女性は第二種被保険者についての数値である。

次に、賞与も含めた総報酬ベースでの水準をみる。1人当たり標準報酬額（総報酬ベース・月額）、すなわち、総報酬ベースの標準報酬総額（年度間累計）を年度間平均被保険者数で除した額（月額）をみると（図表2-2-10）、平成17年度では、地共済60.3万円、国共済54.6万円、私学共済49.0万円、厚生年金37.4万円の順となっており、標準報酬月額ベースと同様の状況になっている。また、総報酬ベースの男性を100とした女性の水準は、標準報酬月額ベースに比べ、各制度とも若干低めとなっている。

図表 2-2-10 1人当たり標準報酬額（総報酬ベース・月額）－平成17年度－

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
	円	円	円	円
計	374,238	545,501	602,790	490,336
男性	431,514	565,562	622,025	604,436
女性	263,913	459,458	569,777	386,388
男性を100とした女性の水準	61.2	81.2	91.6	63.9

注1 「総報酬ベース」の数値であり、標準報酬総額〈総報酬ベース〉の年度間平均（被保険者一人当たり月額）である。

注2 厚生年金の男性は第一種被保険者、女性は第二種被保険者についての数値である。

図表 2-2-11 1人当たり標準報酬額（月額）の推移

年度 <年度末>	厚生年金		国共済	地共済	私学共済
	円	旧農林年金 円			
平成	円	円	円	円	円
7	<307,530>	<277,620>	<379,903>	<424,225>	<343,239>
8	<311,344>	<282,375>	<385,459>	<432,775>	<348,348>
9	<316,881>	<286,727>	<390,090>	<441,521>	<353,682>
10	<316,186>	<289,986>	<396,612>	<448,151>	<357,706>
11	<315,353>	<292,577>	<401,956>	<453,615>	<360,832>
12	<318,688>	<295,153>	<410,007>	<458,066>	<366,349>
13	<318,679>	<296,925>	<412,231>	<461,583>	<367,677>
14	<314,489>		<406,373>	<456,830>	<369,995>
15	375,064		542,694	602,387	498,031
	<313,893>		<402,646>	<453,265>	<370,972>
16	374,812		543,117	603,578	493,099
	<313,679>		<406,543>	<454,605>	<369,692>
17	374,238		545,501	602,790	490,336
	<313,204>		<408,832>	<454,555>	<369,808>
対前年度増減率(%)					
8	<1.2>	<1.7>	<1.5>	<2.0>	<1.5>
9	<1.8>	<1.5>	<1.2>	<2.0>	<1.5>
10	<△ 0.2>	<1.1>	<1.7>	<1.5>	<1.1>
11	<△ 0.3>	<0.9>	<1.3>	<1.2>	<0.9>
12	<1.1>	<0.9>	<2.0>	<1.0>	<1.5>
13	<△ 0.0>	<0.6>	<0.5>	<0.8>	<0.4>
14	<△ 1.3>		<△ 1.4>	<△ 1.0>	<0.6>
15	…		…	…	…
	<△ 0.2>		<△ 0.9>	<△ 0.8>	<0.3>
16	△ 0.1		0.1	0.2	△ 1.0
	<△ 0.1>		<1.0>	<0.3>	<△ 0.3>
17	△ 0.2		0.4	△ 0.1	△ 0.6
	<△ 0.2>		<0.6>	<△ 0.0>	<0.0>

注1 平成15年度以降は「総報酬ベース」の数値であり、標準報酬総額〈総報酬ベース〉の年度間平均（被保険者一人当たり月額）である。また、<>内は「標準報酬月額ベース」の数値であり、年度末における標準報酬月額の被保険者1人当たり平均である。

注2 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注3 地共済の1人当たり標準報酬月額は、「平均給料月額」を標準報酬月額ベースに換算した場合の額である。

1人当たり標準報酬額（月額）の推移をみると（図表2-2-11）、厚生年金では近年僅かながら低下傾向が続いている。平成17年度の総報酬ベースでの対前年度増減率は、厚生年金で0.2%減、国共済で0.4%増、地共済で0.1%減、私学共済で0.6%減であった。

また、男性を100とした女性の水準の推移をみると（図表2-2-12）、厚生年金、地共済、私学共済については、平成12年度を除き、少しずつではあるが男女間の差が縮まってきている。一方、国共済は、平成17年度末の水準が平成7年度末の水準を下回っている状況にある。

図表2-2-12 1人当たり標準報酬額(月額)の男性を100とした女性の水準の推移

年度 〈年度末〉	厚生年金		国共済	地共済	私学共済
		旧農林年金			
7	<59.2>	<67.2>	<84.7>	<91.6>	<62.6>
8	<59.4>	<67.7>	<84.2>	<91.6>	<63.0>
9	<59.5>	<67.9>	<83.9>	<92.2>	<63.4>
10	<60.2>	<68.1>	<83.6>	<92.4>	<63.7>
11	<60.9>	<68.3>	<83.4>	<92.7>	<64.0>
12	<60.8>	<68.3>	<83.7>	<92.6>	<63.4>
13	<61.4>	<68.6>	<83.8>	<92.8>	<63.7>
14	<62.4>		<83.4>	<92.9>	<64.5>
15	61.0		81.5	91.0	63.0
	<62.5>		<83.2>	<93.0>	<64.9>
16	61.0		81.2	91.1	63.5
	<62.9>		<83.3>	<93.3>	<65.3>
17	61.2		81.2	91.6	63.9
	<63.3>		<83.2>	<93.7>	<65.5>
対前年度増減差					
8	<0.2>	<0.5>	<△ 0.5>	<0.0>	<0.4>
9	<0.1>	<0.2>	<△ 0.4>	<0.5>	<0.4>
10	<0.6>	<0.2>	<△ 0.2>	<0.2>	<0.2>
11	<0.7>	<0.2>	<△ 0.2>	<0.3>	<0.3>
12	<△ 0.0>	<0.0>	<0.3>	<△ 0.1>	<△ 0.6>
13	<0.6>	<0.2>	<0.1>	<0.2>	<0.3>
14	<1.0>		<△ 0.4>	<0.1>	<0.8>
15	…		…	…	…
	<0.1>		<△ 0.2>	<0.0>	<0.4>
16	0.0		△ 0.4	0.1	0.5
	<0.4>		<0.1>	<0.3>	<0.4>
17	0.2		0.1	0.5	0.4
	<0.3>		<△ 0.1>	<0.4>	<0.2>

注1 平成15年度以降は「総報酬ベース」の数値であり、標準報酬総額（総報酬ベース）の年度間平均（被保険者1人当たり月額）の女性水準である。また、〈〉内は「標準報酬月額ベース」の数値であり、年度末における標準報酬月額の被保険者1人当たり平均の女性水準である。

注2 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

(5) 標準報酬総額 ー厚生年金・私学共済で増加ー

被用者年金の平成17年度の標準報酬総額（総報酬ベース・年度間累計）は、厚生年金148兆7,083億円、国共済7兆654億円、地共済22兆2,616億円、私学共済2兆6,495億円であった（図表2-2-13）。

標準報酬総額の推移をみると、厚生年金は、平成16年度に引き続き17年度も増加しており、総報酬ベースで1.3%の増であった。また、私学共済も平成17年度に総報酬ベースで0.9%増となっている。私学共済は、被保険者数の増加を背景に、一貫して増加傾向が続いている。平成14年度の高い伸びは、被保険者の適用拡大が影響しているものと考えられる。一方、国共済及び地共済は、近年減少傾向にあり、平成17年度には総報酬ベースでそれぞれ0.1%減、1.5%減となっている。平成12年度に、標準報酬月額ベースで地共済が減少するとともに国共済が他年度に比べ大きく増加しているが、これには、地方事務官の組合員としての資格が地共済から国共済に変更されたことが影響している。

図表2-2-13 標準報酬総額の推移

年度	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計
	旧三共済	旧農林年金					
	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
平成7	<1,215,248>	<23,136>	<16,873>	<50,431>	<168,207>	<16,431>	<1,490,326>
8	<1,235,867>	<23,431>	<16,986>	<51,314>	<171,635>	<16,745>	<1,515,977>
9	<1,281,286>		<16,898>	<51,893>	<174,521>	<17,004>	<1,541,603>
10	<1,272,631>		<16,787>	<52,368>	<176,293>	<17,279>	<1,535,358>
11	<1,247,826>		<16,714>	<52,854>	<177,712>	<17,500>	<1,512,606>
12	<1,240,660>		<16,598>	<54,319>	<176,426>	<17,777>	<1,505,781>
13	<1,231,930>		<16,410>	<54,583>	<176,435>	<18,016>	<1,497,374>
14	<1,233,692>			<54,065>	<175,486>	<19,005>	<1,482,247>
15	1,458,725			71,088	228,236	26,076	1,784,125
	<1,219,199>			<52,860>	<171,616>	<19,275>	<1,462,950>
16	1,468,506			70,717	225,979	26,263	1,791,464
	<1,226,226>			<52,582>	<169,031>	<19,572>	<1,467,412>
17	1,487,083			70,654	222,616	26,495	1,806,849
	<1,242,451>			<52,733>	<167,237>	<19,845>	<1,482,266>
対前年度増減率(%)							
8	<1.7>	<1.3>	<0.7>	<1.8>	<2.0>	<1.9>	<1.7>
9	<3.7>	《1.7》	<△ 0.5>	<1.1>	<1.7>	<1.5>	<1.7>
10	<△ 0.7>		<△ 0.7>	<0.9>	<1.0>	<1.6>	<△ 0.4>
11	<△ 1.9>		<△ 0.4>	<0.9>	<0.8>	<1.3>	<△ 1.5>
12	<△ 0.6>		<△ 0.7>	<2.8>	<△ 0.7>	<1.6>	<△ 0.5>
13	<△ 0.7>		<△ 1.1>	<0.5>	<0.0>	<1.3>	<△ 0.6>
14	<0.1>	《△ 1.2》		<△ 1.0>	<△ 0.5>	<5.5>	<△ 1.0>
15
	<△ 1.2>			<△ 2.2>	<△ 2.2>	<1.4>	<△ 1.3>
16	0.7			△ 0.5	△ 1.0	0.7	0.4
	<0.6>			<△ 0.5>	<△ 1.5>	<1.5>	<0.3>
17	1.3			△ 0.1	△ 1.5	0.9	0.9
	<1.3>			<0.3>	<△ 1.1>	<1.4>	<1.0>

注1 年度間累計の額である。

注2 平成15年度以降は「総報酬ベース」の数値である。また、<>内は「標準報酬月額ベース」の数値である。

注3 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注4 厚生年金の対前年度増減率の《》内は、平成9年度については平成8年度に旧三共済分を含めた場合の率、平成14年度については平成13年度に旧農林年金分を含めた場合の率である。

注5 地共済は給料総額を標準報酬月額ベースに換算した場合の総額である。

3 受給権者の現状及び推移

(1) 受給権者数 —各制度とも増加が続く—

平成17年度末の受給権者数は、厚生年金2,511万人、国共済98万人、地共済229万人、私学共済28万人、国民年金2,439万人（新法基礎年金と旧法国民年金の合計）であった（図表2-3-1）。この受給権者数は、厚生年金と基礎年金の受給権を両方有するなど1人で複数の受給権を有している者について、それぞれでカウントしたものである。また、遺族年金の受給権者の場合、要件に該当する遺族すべてに受給権が付与されること、例えば配偶者と子供が2人いた場合、1人分の遺族年金に対し受給権者数は3人となることにも留意が必要である。

これらの重複を除いた何らかの公的年金の受給権を有する者の数は、基礎年金番号を活用して算出すると3,287万人である。

図表2-3-1 受給権者数の推移

年度末	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
	旧三共済	旧農林年金					
平成	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
7	14,448	633	266.0	778	1,747	173.5	15,152
8	15,239	632	278.2	794	1,793	184.6	16,010
9	16,813		290.4	810	1,848	193.5	16,987
10	17,679		302.8	823	1,898	202.5	17,871
11	18,571		314.9	835	1,942	212.7	18,795
12	19,529		330.7	862	1,984	223.8	19,737
13	20,559		348.1	883	2,049	235.3	20,669
14	21,980			906	2,109	245.9	21,653
15	23,148			933	2,174	258.2	22,544
16	24,233			962	2,240	271.0	23,431
17	25,110			984	2,289	280.8	24,393
対前年度増減率(%)							
8	5.5	△0.2	4.6	2.0	2.6	6.4	5.7
9	10.3	《5.9》	4.4	2.1	3.1	4.8	6.1
10	5.2		4.3	1.6	2.7	4.7	5.2
11	5.0		4.0	1.5	2.3	5.0	5.2
12	5.2		5.0	3.1	2.2	5.2	5.0
13	5.3		5.3	2.5	3.2	5.1	4.7
14	6.9	《5.1》		2.6	3.0	4.5	4.8
15	5.3			2.9	3.1	5.0	4.1
16	4.7			3.1	3.0	5.0	3.9
17	3.6			2.3	2.2	3.6	4.1

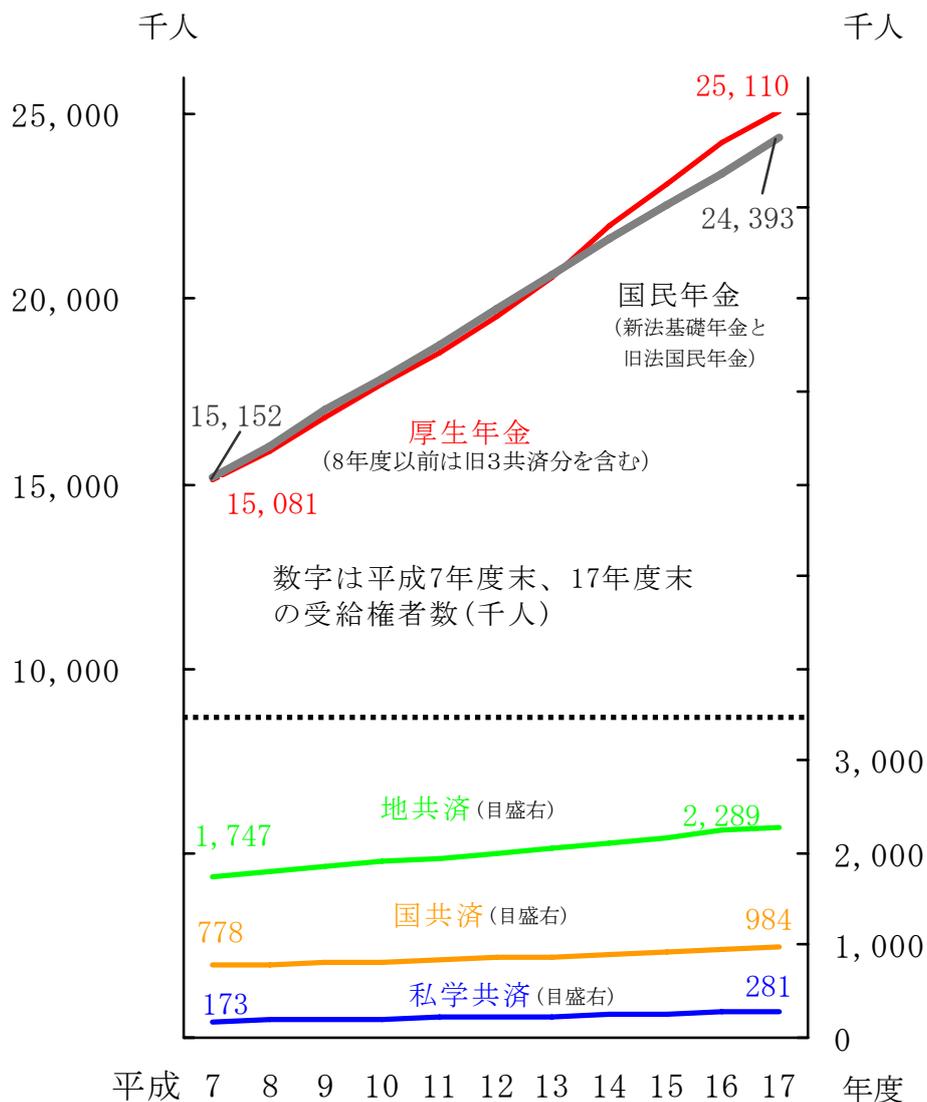
注1 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注2 厚生年金の対前年度増減率の《 》内は、平成9年度については平成8年度に旧三共済分を含めた場合の率、平成14年度については平成13年度に旧農林年金分を含めた場合の率である。

受給権者数の推移をみると（図表 2-3-1、2-3-2）、各制度とも増加を続けており、対前年度増加率は平成 8 年度以降で、厚生年金、私学共済、国民年金が概ね 4～6% 程度であるのに対し、国共済と地共済の増加率はやや低く、概ね 1～3% 程度となっている。

平成 17 年度の対前年度増加率をみると、被用者年金では、厚生年金と私学共済がともに 3.6% 増、国共済が 2.3% 増、地共済が 2.2% 増となっており、16 年度までに比べ伸び率が鈍化している。この伸び率鈍化の要因としては、厚生年金、国共済、私学共済では、主として新規裁定者数の減少が挙げられるほか失権者数の増加も影響しているものと考えられる。一方、地共済では、失権者数の増加が主な要因と考えられる。また、国民年金（新法基礎年金と旧法国民年金）の受給権者数は 4.1% 増となっている。

図表 2-3-2 受給権者数の推移



(受給者数)

年金が全額支給停止^注されている者を除いた受給者数は、図表2-3-3のように推移しており、その動向は上でみた受給権者数の動向と概ね同じである。

注 年金は、併給調整や在職老齢年金の仕組によって全額又は一部が支給停止となることがある。

図表2-3-3 受給者数の年次推移

年度末	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
	旧三共済	旧農林年金					
平成	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
7	13,621	-	257.7	-	1,680	157.8	14,751
8	14,324	-	270.2	-	1,729	167.6	15,611
9	15,778	-	282.7	-	1,783	176.7	16,585
10	16,503	-	294.1	-	1,833	185.9	17,469
11	17,233	-	305.3	811	1,875	195.8	18,362
12	18,074	-	319.6	837	1,913	206.7	19,304
13	19,005	-	335.8	857	1,970	217.3	20,238
14	20,315			879	2,029	221.8	21,222
15	21,369			906	2,088	234.5	22,111
16	22,334			933	2,152	247.3	22,997
17	23,156			956	2,206	259.2	23,954
対前年度増減率(%)							
8	5.2	-	4.8	-	3.0	6.2	5.8
9	10.2		4.6	-	3.1	5.5	6.2
10	4.6		4.0	-	2.8	5.2	5.3
11	4.4		3.8	-	2.3	5.3	5.1
12	4.9		4.7	3.2	2.0	5.6	5.1
13	5.2		5.0	2.4	3.0	5.1	4.8
14	6.9	《5.0》		2.6	3.0	2.1	4.9
15	5.2			3.0	2.9	5.7	4.2
16	4.5			3.1	3.1	5.5	4.0
17	3.7			2.4	2.5	4.8	4.2

注1 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注2 厚生年金の対前年度増減率の《 》内は、平成13年度に旧農林年金分を含めた場合の率である。

(2) 年金種別別にみた状況

ア 平成17年度末の状況

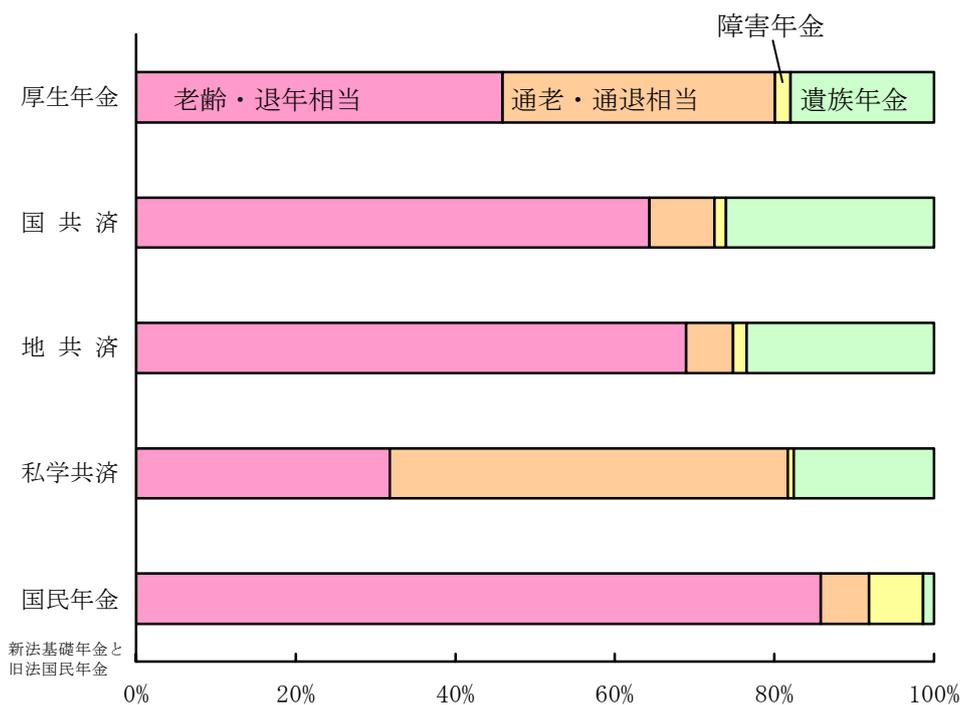
受給権者を年金種別、すなわち

- ① 老齢・退年相当の老齢・退職年金（以下「老齢・退年相当^注」という。）
- ② 通老・通退相当の老齢・退職年金（以下「通老・通退相当^注」という。）
- ③ 障害年金
- ④ 遺族年金

の別にみる。

注 「老齢・退年相当」とは、加入期間が老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている（経過措置（現在は20年以上）及び中高齢の特例措置（15年以上）を含む）新法の老齢厚生年金・退職共済年金、及び基礎年金制度導入前の旧法の老齢年金・退職年金のことで、「通老・通退相当」とは、老齢・退年相当に該当しない新法老齢厚生年金・退職共済年金、及び旧法の通算老齢年金・通算退職年金のことである。なお、国民年金の場合、新法老齢基礎年金のすべてが老齢相当ということになる。

図表 2-3-4 受給権者の年金種別別構成 —平成17年度末



(私学共済は通老・通退相当が、他制度は老齢・退年相当が最も多い)

受給権者の年金種別別構成割合をみると（図表 2-3-4、図表 2-3-5）、制度によって特徴が見られる。

厚生年金では、老齢・退年相当が5割弱と最も多く、次いで通老・通退相当が3割強という構成である。これに対し、国共済、地共済では、老齢・退年相当が

それぞれ6割強、7割と多く、通老・通退相当は少ない。一方、私学共済では、通老・通退相当が5割と最も多く、老齢・退年相当は3割と少なくなっている。また、国民年金では、老齢・退年相当が9割弱を占めている。

この傾向は、受給者数でみても大きな違いはない（図表2-3-5）。

図表2-3-5 年金種別別にみた受給権者数及び受給者数 —平成17年度末—

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金	
	千人	千人	千人	千人	千人	
受給権者数						
計	25,110	984	2,289	280.8	24,393	
老齢・退職年金	老齢・退年相当	11,523	633	1,578	89.3	20,929
	通老・通退相当	8,591	80	135	140.0	1,474
障害年金	487	14	38	2.1	1,655	
遺族年金	4,509	257	538	49.4	335	
構成比	%	%	%	%	%	
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
老齢・退職年金	老齢・退年相当	45.9	64.3	68.9	31.8	85.8
	通老・通退相当	34.2	8.1	5.9	49.9	6.0
障害年金	1.9	1.4	1.7	0.7	6.8	
遺族年金	18.0	26.1	23.5	17.6	1.4	
受給者数						
計	23,156	956	2,206	259.2	23,954	
老齢・退職年金	老齢・退年相当	10,852	618	1,540	76.4	20,832
	通老・通退相当	7,805	78	130	131.8	1,470
障害年金	355	10	23	1.8	1,518	
遺族年金	4,145	250	513	49.2	134	
構成比	%	%	%	%	%	
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
老齢・退職年金	老齢・退年相当	46.9	64.6	69.8	29.5	87.0
	通老・通退相当	33.7	8.2	5.9	50.8	6.1
障害年金	1.5	1.0	1.0	0.7	6.3	
遺族年金	17.9	26.2	23.2	19.0	0.6	

注 国共済の「計」には、船員給付及び公務災害給付が含まれている。

(国民年金は遺族年金が少ない)

国民年金では、他制度と異なり、遺族年金が障害年金よりも少ない。遺族年金の受給権者数割合をみると、国民年金は1.4%であり、一方、被用者年金では最も低い私学共済でも17.6%（厚生年金は18.0%）ある。これは、国民年金の遺族基礎年金^注は基本的には18歳未満の子^注又は18歳未満の子を有する妻にしか支給